

〈留意点〉

- ◇横浜市安全教育振興会の見舞金給付は事故日から180日となっていますが、日本スポーツ振興センターの申請は月末締めとなっていますので、事故月を含めて最大7か月までを見舞金の給付対象としています。（8か月以降の分については、対象外となります。）
- ◇申請は、最大7か月分をまとめて申請となります。（月毎の申請ではありません。）
- ◇申請が可能な期間は、事故日から3年以内となります。
- ◇申請可能な場合は、次の通りです。
 - * 7か月以内に治癒した場合 [治癒]
 - * 7か月が経過しても治癒しない場合 [加療中]
 - * 7か月以内に中止または7か月が経過して中止の場合、または、（家庭の判断等で）通院をやめた場合 [中止]
- ◇1事故1回の申請となります。
 - * 加療中で途中申請し給付済みとなった場合、その後の追加申請はできません。
- ◇固定装具代（ギプス等）は、日本スポーツ振興センターでは、「医療費」に点数・金額として入っているため、別途給付はありません。
- ◇交通事故（校外での活動中や対外試合のための移動中）・後遺障害は、見舞金給付の対象外です。
 - * 交通事故の場合、相手が不明もしくは損害賠償を受けることができない交通事故の場合は、日本スポーツ振興センターの災害給付の対象となり、安振会に見舞金給付の申請が可能です。
- ◇生徒の卒業後の申請は、事故発生日に在籍していた学校からの申請になります。
 - * 中学校を卒業し4月以降も加療中の場合「給付金支払通知書」もしくは「児童生徒別給付一覧」は3月分までは在籍校、4月以降は進学先となります。両方をまとめて在籍校から申請をします。
- ◇小児医療費助成制度を使った場合でも、日本スポーツ振興センターの給付金額の合計が1万円以上なら申請は可能です。

☆詳細については、安振会ご加入に向けての「6. 見舞金等給付について」並びに裏面「(一財) 横浜市安全教育振興会見舞金等給付規定 (別表)」を参考にしてください。

☆申請書等の様式については、安全教育振興会のホームページ（申請書様式集）よりダウンロードすることができます。

* 用紙の左上に【令和7年4月】と記載されている申請書が最新版です。